

1 対象事業者チェックリスト

次のすべてに該当する事業者が支援金の対象となります。

1. 大河原町内に事業所があること	
☐	申請時において町内に事業所又は店舗を有し、営業を行っている事業者（法人、個人）で、今後も営業を継続する意思があること。 ※大企業、みなし大企業は対象外となります。
2. 法人の場合・・・法人税を納める（申告する）義務があること	
☐	法人にあっては、法人税法第4条に規定する法人税を納める義務のある法人であること。 ※例えば公益法人、人格のない社団等は対象となりません（収益事業を行っている場合を除く）。
3. 個人の場合・・・所得税（または住民税）の確定申告において、主たる収入が事業収入であること	
☐	①個人にあっては、令和7年分の所得税確定申告又は令和8年度分の住民税申告において事業収入があること。 (令和8年以降に事業を開始した場合は、商工観光課へお問い合わせ下さい)
☐	②上記①の申告の収入金額において事業収入が全収入の2分の1以上であること。
4. 申請にかかる誓約・同意事項について確認、署名し遵守すること	
☐	申請書兼請求書（様式第1号）裏面の「6. 誓約・同意事項」の記載内容を確認、署名し遵守すること。

大企業、みなし大企業の定義は、「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律 第2条第2項」による。

1. 大企業 下表の①②の両方に該当する場合は大企業となります。

製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	①資本金の額又は出資の総額が3億円を超える事業者 ②常時使用する従業員の数が300人を超える事業者
卸売業に属する事業	①資本金の額又は出資の総額が1億円を超える事業者 ②常時使用する従業員の数が100人を超える事業者
サービス業に属する事業	①資本金の額又は出資の総額が5千万円を超える事業 ②常時使用する従業員の数が100人を超える事業者
小売業に属する事業	①資本金の額又は出資の総額が5千万円を超える会社 ②常時使用する従業員の数が50人を超える会社

2. みなし大企業

上記1により大企業とする事業者が、総株主又は総社員の議決権の二分の一以上に相当する議決権を単独で有する関係、その他その事業活動を実質的に支配することが可能な関係を持っている事業者。